

忍野村告示第3号

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準

平成24年1月5日

忍野村長 天野 康 則

悪臭防止法(昭和46年法律第91号。以下「法」という。)第3条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)を規制する地域を、法第4条第2項第1号の規定による規制基準をそれぞれ次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

一 排出規制地域の範囲

別表に掲げるとおりとする。

二 規制基準

事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

区分	規制基準
A区域	臭気指数 13
B区域	臭気指数 15
C区域	臭気指数 17

2 法第4条第2項第2号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号。以下「規則」という。)第6条の2に定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。

3 法第4条第2項第3号の規定による規制基準は、第1項の規制基準を基礎として、規則第6条の3に定める方法により算出した臭気指数とする。

別表

区域の区分	規制地域
A区域	忍草の一部、内野の一部
B区域	忍草の一部
C区域	忍草の一部